平成２４年（フ）第２９６７号
東京都千代田区鍛冶町２丁目８番６号
破産者　株式会社アーバンリサーチアソシエート
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２７９号
東京都台東区小島２丁目14番５号
破産者　株式会社オートメレビュー社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２８０号
埼玉県越谷市大字大林535－９
破産者　齋藤　昌敬
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２８１号
埼玉県越谷市大字大林535－９
破産者　齋藤美代子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６７号
横浜市西区久保町19―12―202
破産者　株式会社環境都市開発
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
石川県珠洲市蛸島町ナ部12番地
破産者　両合水産株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第５６号
滋賀県彦根市佐和町５番36号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野2248番地60
破産者　土本　正昭
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７９０号
大阪市北区豊崎７丁目３番11号
破産者　グランド・ガッツ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６３号
大阪府寝屋川市大利町19番９号
破産者　株式会社関西設計
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９１号
大阪府枚方市磯島茶屋町11番１号
破産者　株式会社ロイヤル住建
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４０号
大阪府大東市新田中町２番18号
破産者　有限会社ＮＥＸＴ　ＩＭＤ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１４号
大阪市淀川区田川２丁目５番15号
破産者　阿部プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７号
岡山県真庭市中453番地の１
破産者　株式会社小林商店
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１１９号
埼玉県羽生市南５丁目15番地23
破産者　株式会社ウエスト
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２０号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目16番20―118号、開始決定時の住所千葉県印西市滝野１丁目８番３号
破産者　髙橋　　勝
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６３５０号
千葉県松戸市大橋126番１号
破産者　株式会社富士コーポレーション
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１号
東京都渋谷区広尾５丁目７番３―1014号、開始決定時の住所北海道上川郡当麻町４条東２丁目15番20号
破産者　中野　久雄
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５９号
東京都日野市西平山３丁目29番地の31
破産者　斉藤　真理
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０号
最後の住所福井県小浜市本保第56号３番地、開始決定時の住所福井県小浜市大手町２番２号　杉田玄白記念公立小浜病院
破産者　亡武生博昭相続財産
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第９６号
岐阜市鏡島西２丁目６番75号
破産者　株式会社富士總業
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所